

第2章 電子市役所の実現に向けて

第1 計画の基本的な方向

1 計画の方向

情報通信技術（I T）の活用を通して行政全体の改革を促し、地方分権時代に対応した高度な行政運営を図るとともに、市民の誰もがI Tの恩恵を享受できるような環境を創出し、セキュリティの確保を常に図りつつ情報化社会の中核となる電子市役所の実現を目指します。

2 計画の目標

本計画は、国や東京都の情報化に関する指針や計画などを踏まえ、また「東大和市総合計画」及び「東大和市行政改革大綱」等との整合性を図りながら、I T社会の進展に的確に対応していくための目標を次のとおり定めます。

情報化基盤（インフラ）の整備

I Tを活用するためには、それに対応できる情報化基盤の整備が前提となることから、多様な施策を推進するためのネットワーク環境の構築を目指します。

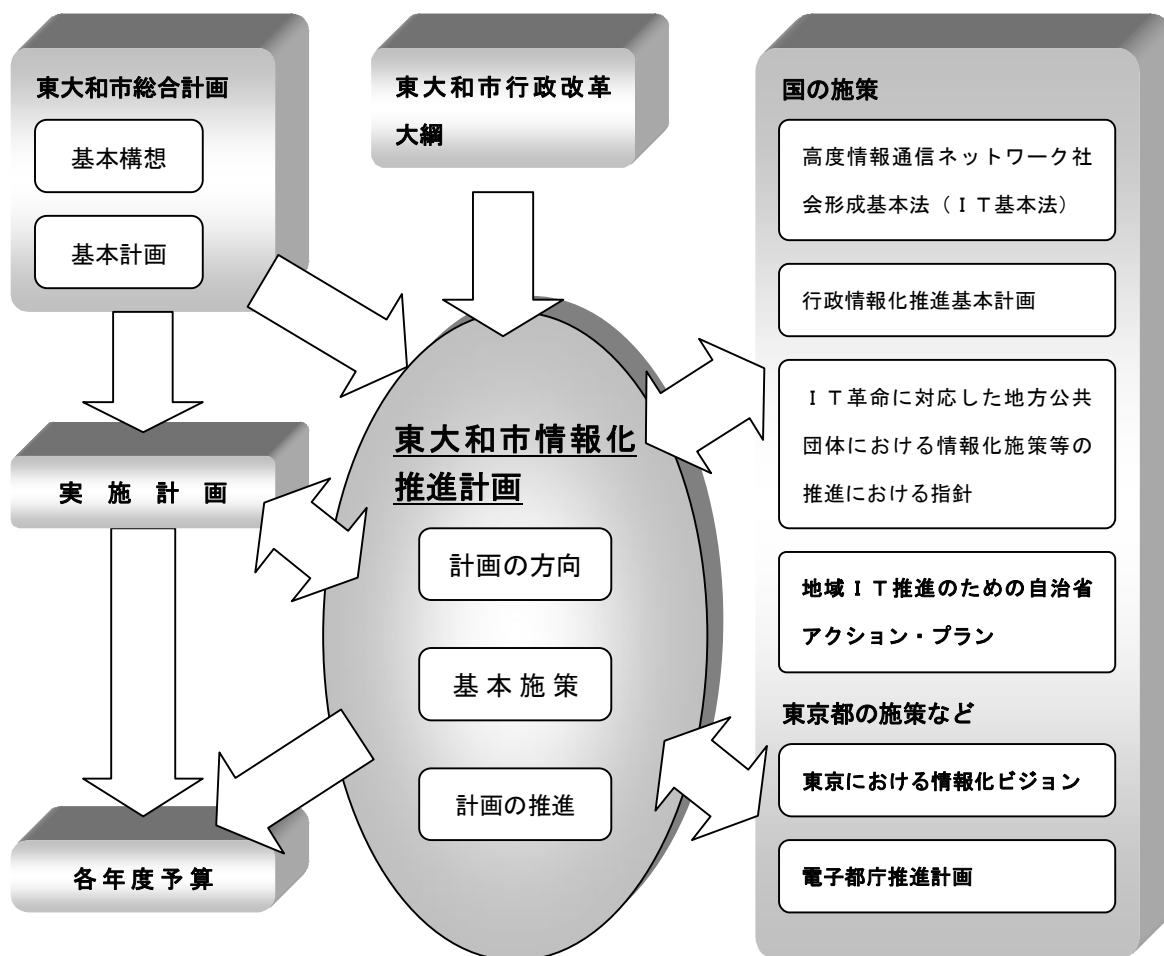
行政運営を効率化するための情報化

I Tを活用して、従来の事務を抜本的に改革し、行政のスリム化、効率化を進めるとともに、電子情報の高度利用を図って、情報化の進展に対応できる行政運営を目指します。

市民サービスを充実するための情報化

I Tを活用して、市民への迅速な情報の提供や情報の共有化などを図るとともに、ネットワークを通してワンストップサービス、ノンストップサービスの実現を目指します。

[体系図]



3 計画の期間

本計画の期間は、平成16年度から平成20年度までの5年間とします。

ただし、ITの進展や社会経済情勢の変化により、本計画を修正する必要がある場合は、計画期間中であっても随時その内容を見直します。

第2 情報化の基本施策

1 情報化基盤（インフラ）の整備

(1) 事務用パソコンの整備

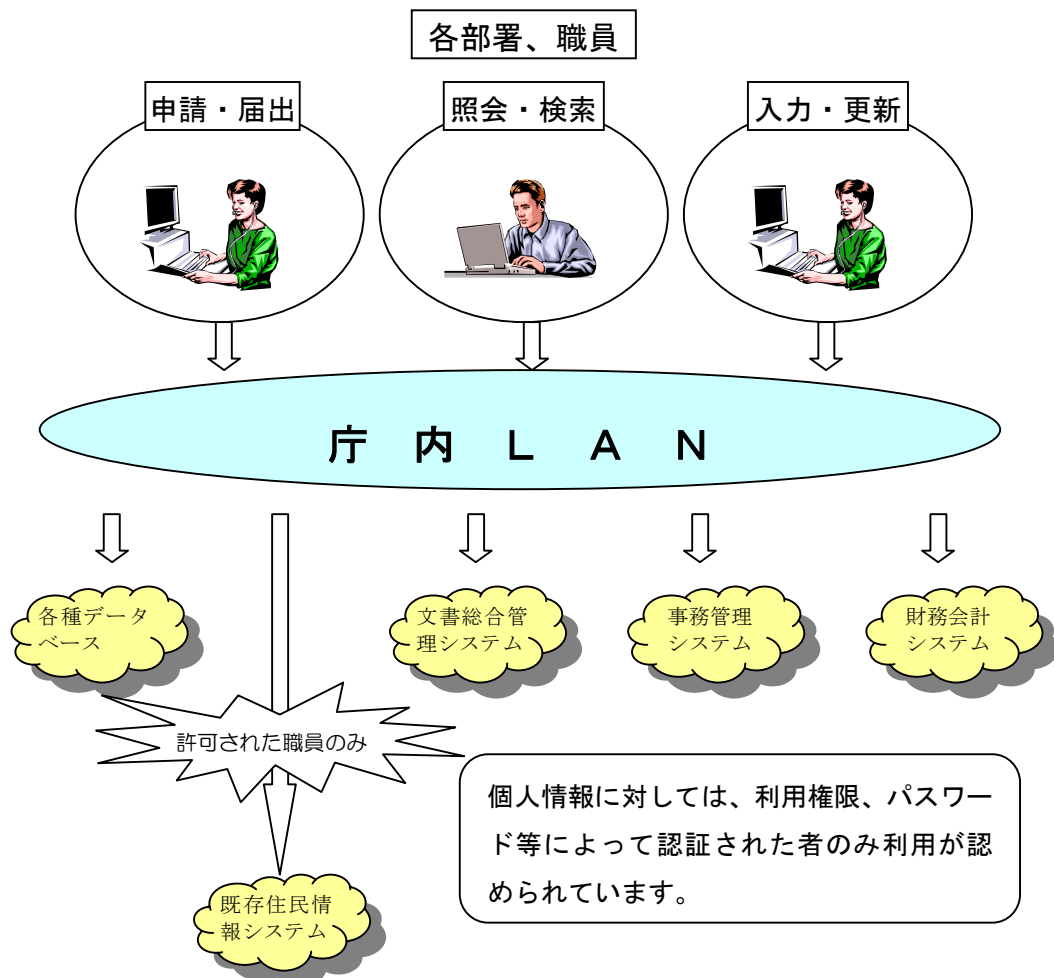
必要とされる事務にパソコンを配備し、パソコンをLANに接続して、行政情報の電子化・共有化を推進します。

また、全てのパソコンにウイルス対策を施して高いセキュリティ対策を講じるとともに、業務ソフトの統一化も図っていきます。

(2) 通信基盤の整備

IT社会への対応や電子市役所を構築するための共通基盤として、全庁LAN（庁内LAN・地域イントラネット）の整備は必要不可欠で、情報の送受信や共有化などを行うには、本庁及び市内施設がLANで結ばれていることが前提となります。

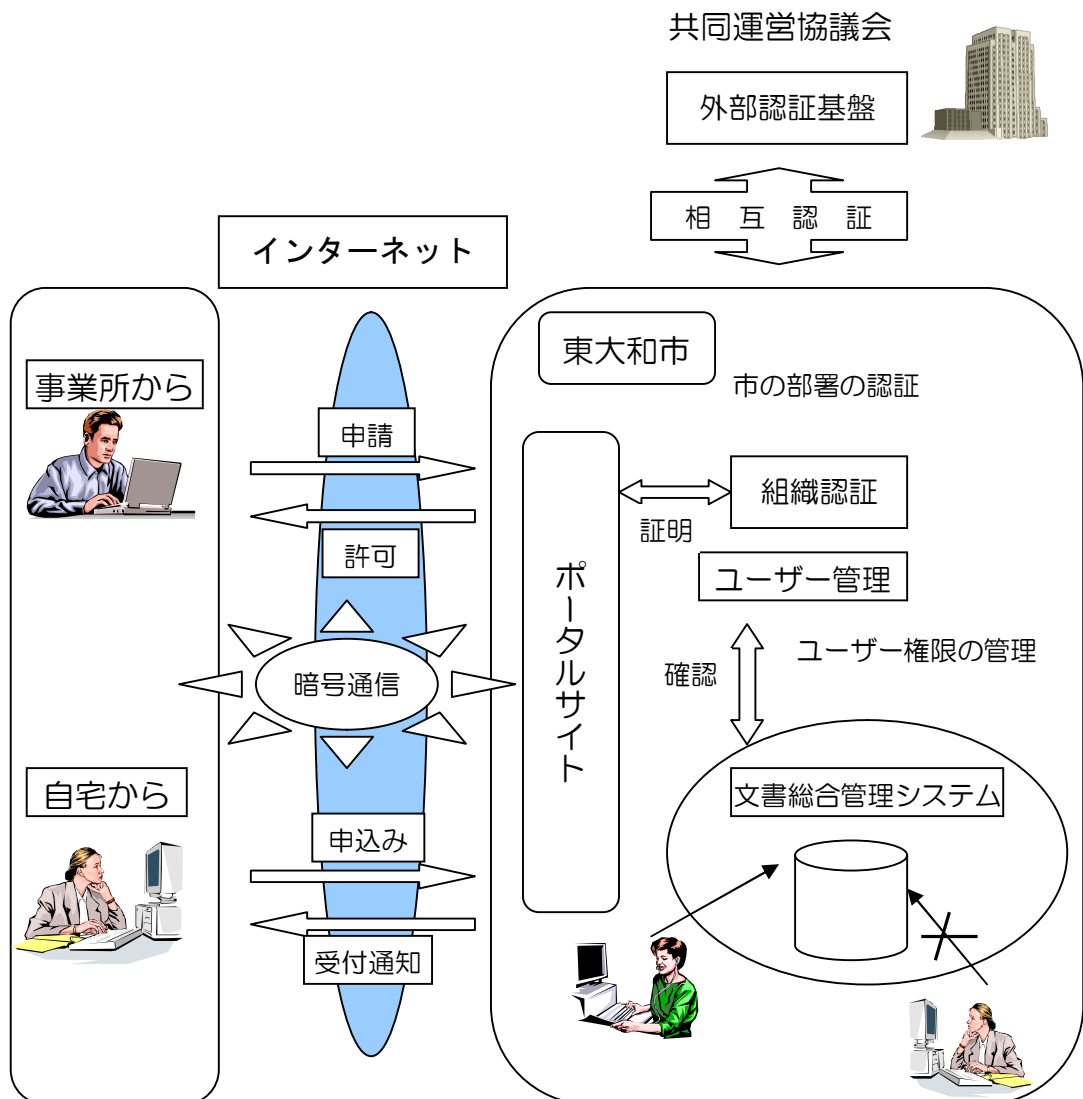
そのため、市内各公共施設を光ファイバー等の高速専用回線で結んで、不正アクセスなどを受けない強固なネットワークを構築します。



(3) 個人・組織認証基盤の整備

電子申請・届出システムをはじめとしたオンライン化にあたっては、申請者が間違いなく本人であることを電子的に確認する電子認証基盤を構築する必要があることから、東京都及び各自治体による共同運営協議会等の場を通して基盤づくりを検討していきます。

また、住民基本台帳ネットワークシステムで希望者に発行される住民基本台帳カード（ICカード）を利用した公的個人認証サービスがありますが、その他の活用についても検討していきます。



(4) 施設設備

自宅にパソコンなどのIT機器がない場合を考え、各公共施設に市民が使用するための情報端末の設置を検討します。

2 行政運営を効率化するための施策

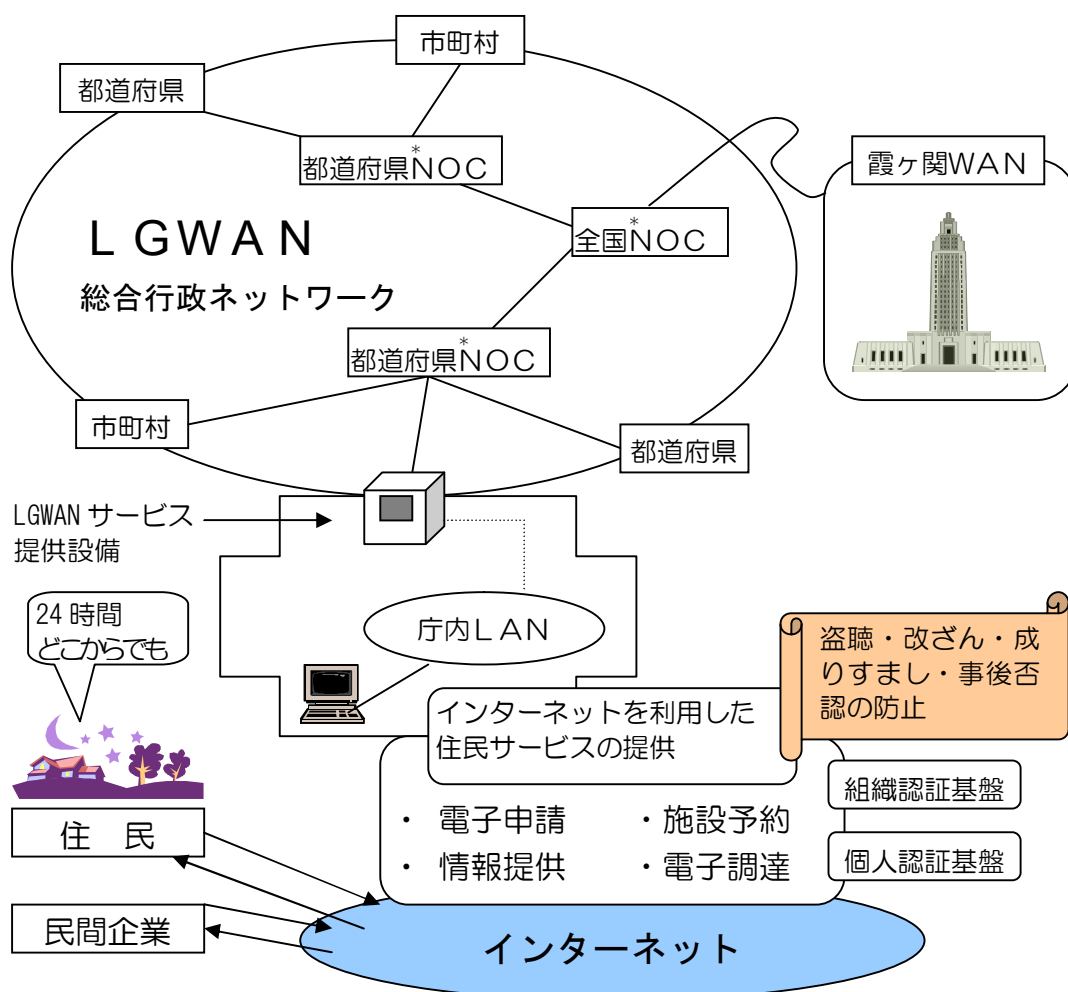
(1) 総合行政ネットワークシステム

(LGWAN : Local Government Wide Area Network)

総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」という）は、各地方公共団体の庁内ネットワークと国・都道府県のネットワークを接続して、情報流通を可能にする広域的な通信ネットワークで、行政機関相互で電子文書交換するコミュニケーション基盤です。

このLGWANを使って、国や東京都との公文書の交換などが行われる予定ですが、今後、導入される電子申請や電子入札に不可欠な個人認証や組織認証のシステムも、このLGWANを通して提供されることになっています。

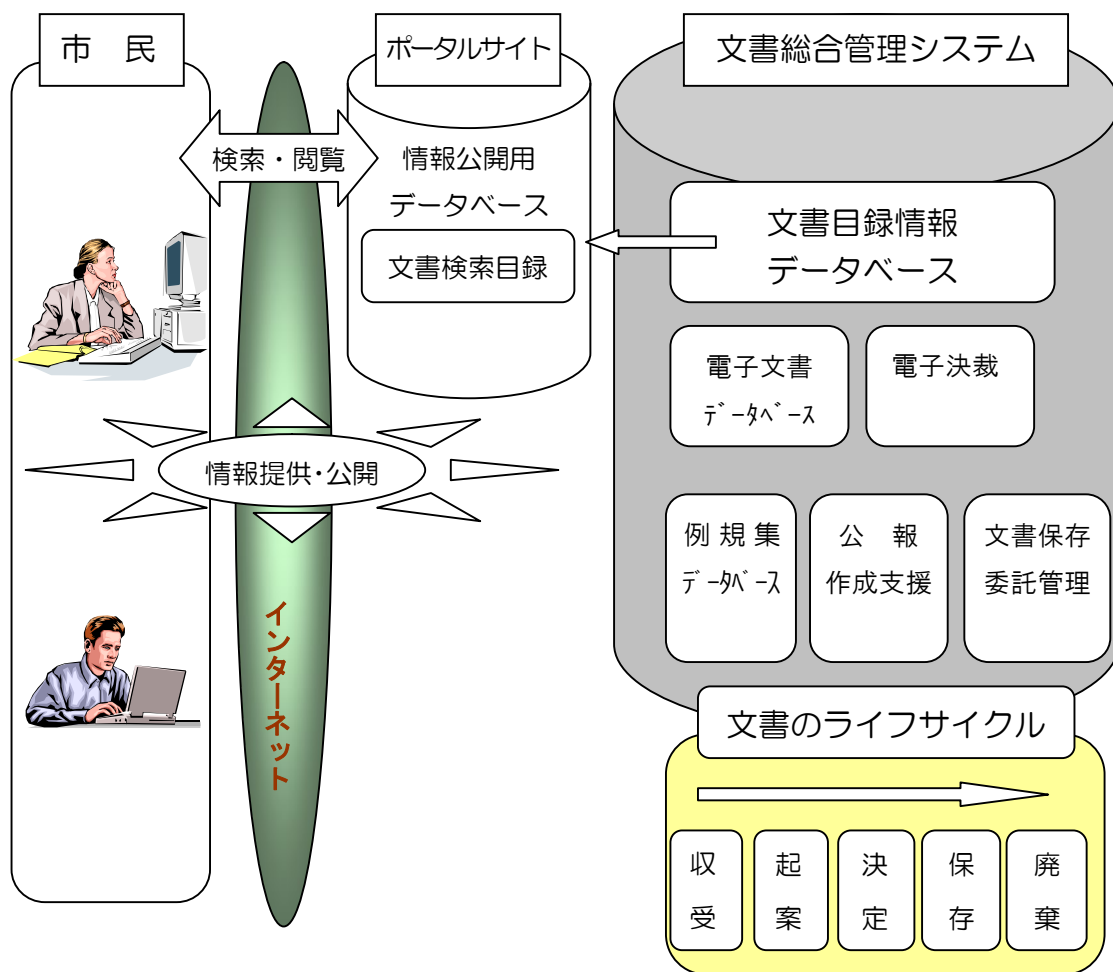
そのため、地域イントラネットの整備や外部接続に関する条例等の整備を行い、LGWANと庁内ネットワークとの接続を図っていきます。



(2) 文書総合管理システム

従来からの紙文書を電子化して収受・発送事務のオンライン化に対応するとともに、文書作成から決裁、保存、廃棄までのライフサイクルの一元管理に努めていきます。

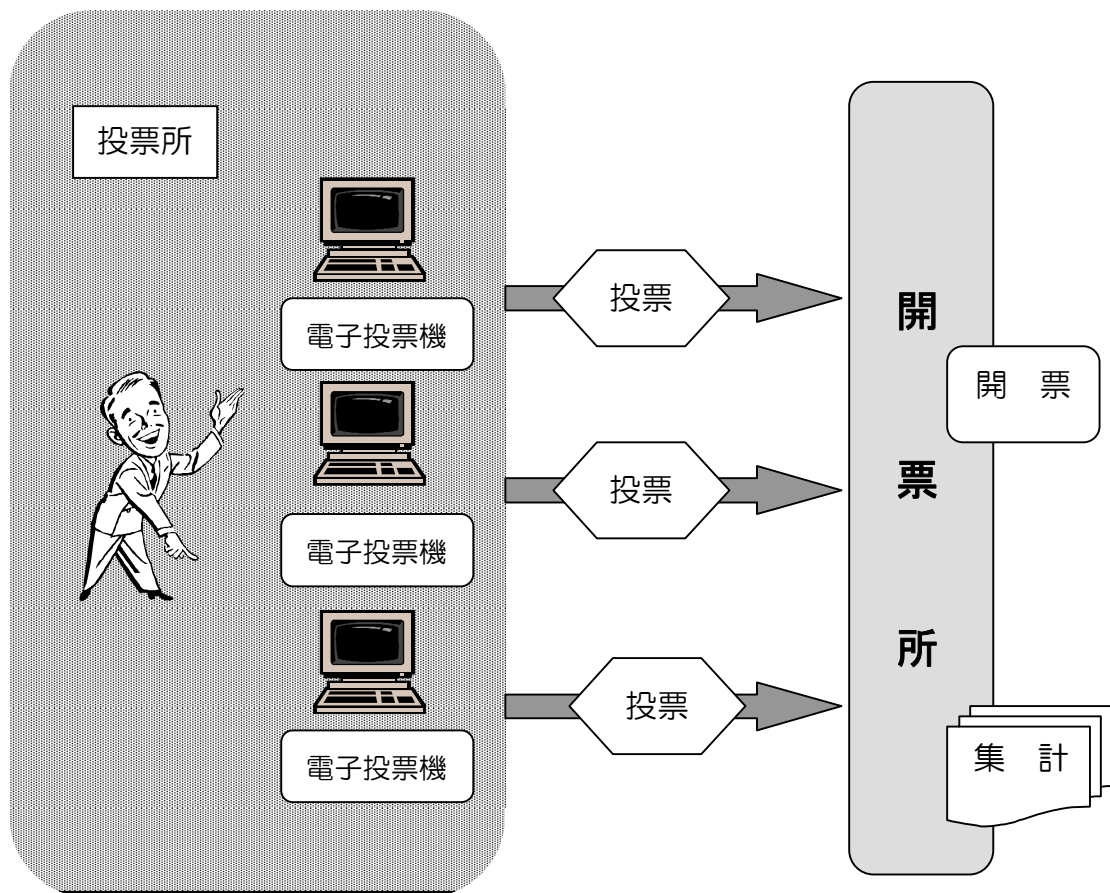
また、例規集や法令集等のデータベース化、文書保存・検索のシステム化を図って、情報公開などに向けた基盤を整備します。



(3) 電子投票（開票）システム

選挙有権者の利便性向上や開票作業の迅速化を図るため、電子投票機による投開票システムの導入を検討していきます。

また、不在者投票にかかわる事務を効率化するため、現在、投票所入場整理券のバーコードを読み取って、投票者本人の確認や名簿照合を電算処理していますが、今後、その方式を当日投票にも拡大するなど、さらなる検討をしていきます。



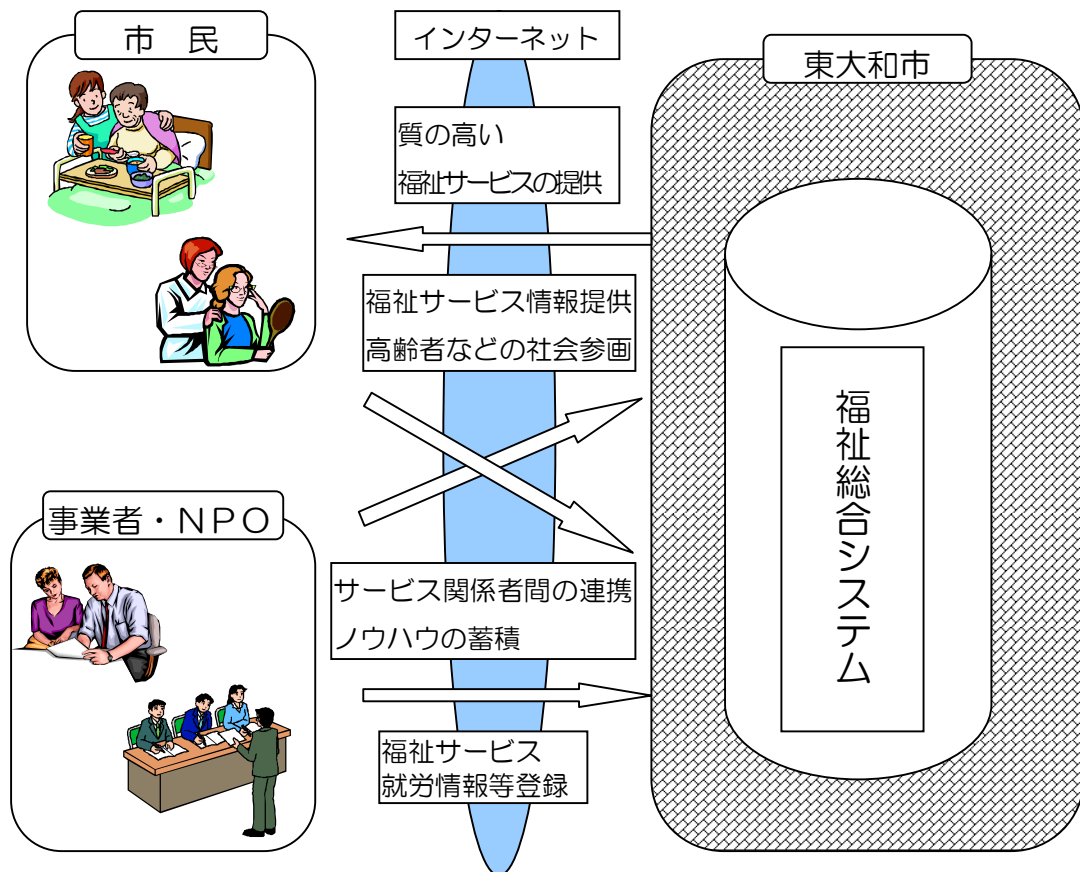
(4) 事務管理システム（グループウェア）

グループウェアの導入により、庁内で行われている届出などの庶務的な手続きをオンライン化し、職員が職場のパソコンから処理できるような環境を構築して、事務の省力化、事務コストの削減を図ります。



(5) 福祉総合システム

市民に福祉サービスを提供するには一定の手続きが必要で、さらに複数のサービスを提供するには他の福祉サービスを確認するなど、事務処理が極めて複雑なものとなっています。そのため、既存の個別システムを統合するような福祉総合システムを検討し、利用者などの利便性向上に努めます。



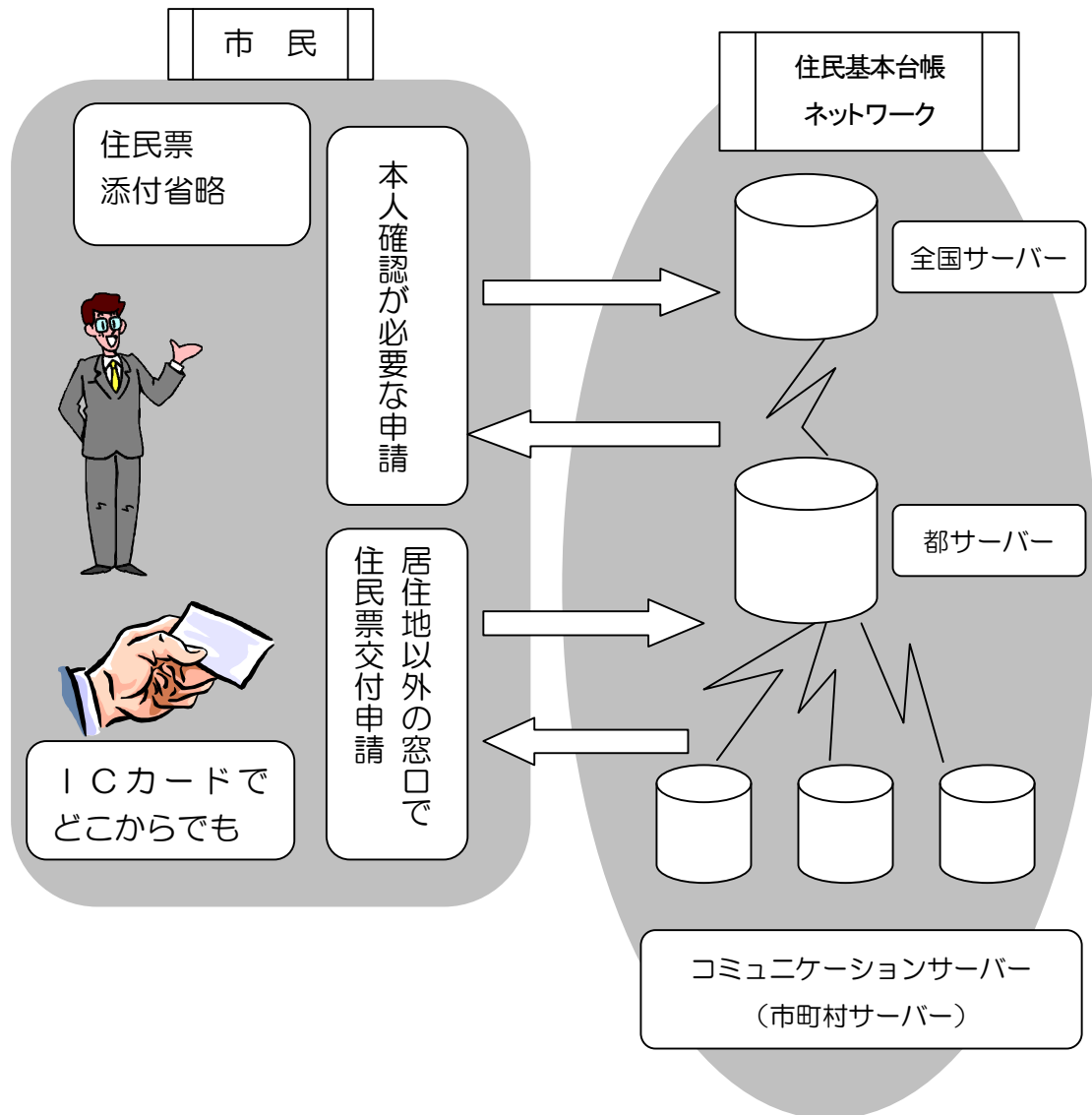
(6) その他

財務会計システムをはじめとした既存システムの再構築や内部事務にかかわる電子決裁システム、地域防災計画・都市計画への活用が期待される地理情報システム (GIS)、^{*} 収納事務の効率化を図る収納管理システム等、行政運営を効率化するための情報化施策の調査・研究をしていきます。

3 市民サービスを充実するための施策

(1) 住民基本台帳ネットワークシステム

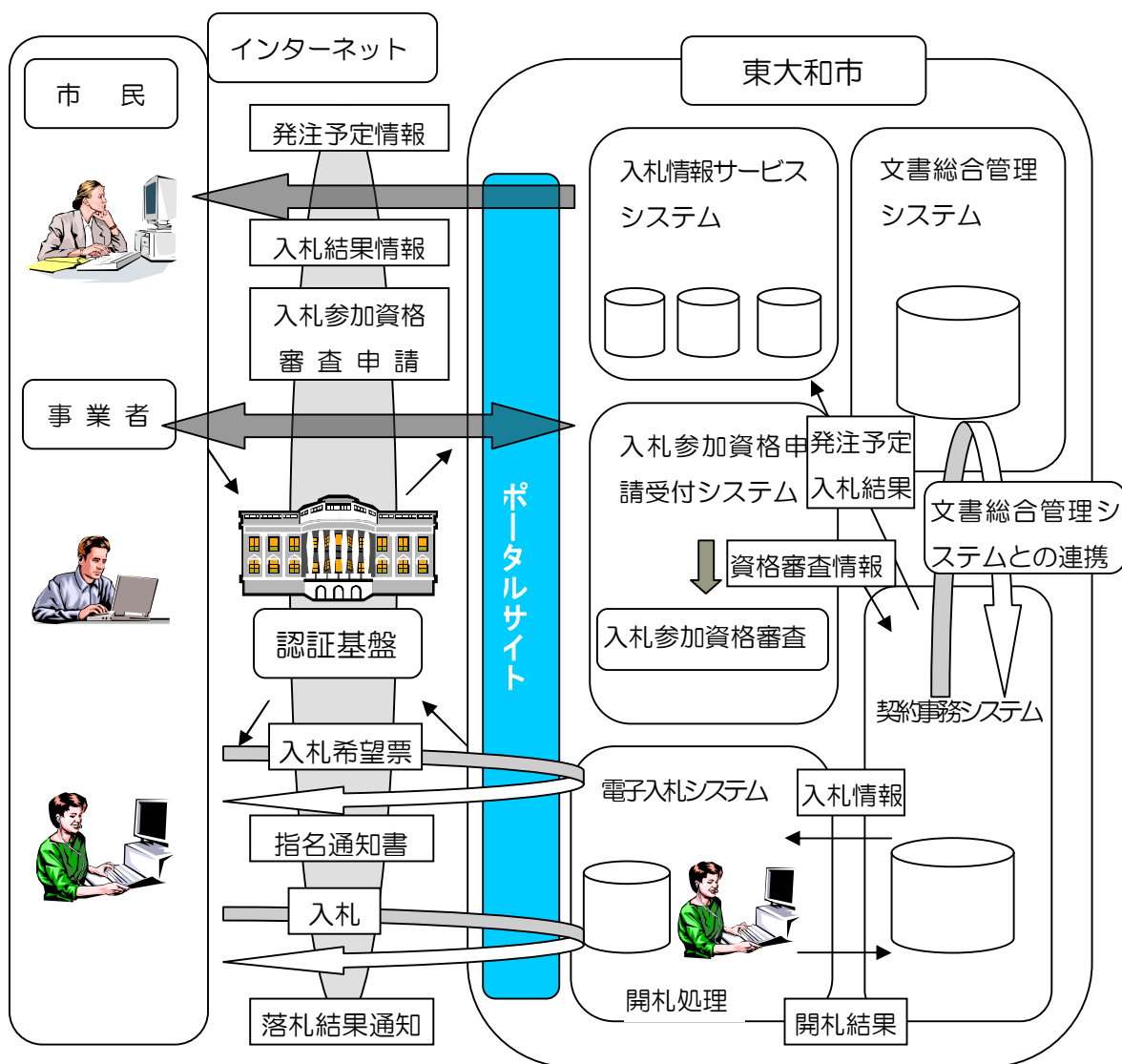
住民基本台帳ネットワークシステムは平成14年度に第1次稼働、平成15年度に第2次稼働し、全国の区市町村で住民票を交付できるようになりました。その運用にあたって、より一層の個人情報の保護やシステムの安全性、安定性の確保を図ります。



(2) 電子調達システム

物品等の調達業務の効率化や迅速化、入札プロセスの透明性や公正性の確保、競争性の向上などを目的として、入札・契約にかかわる一連の業務の電子化を図ります。

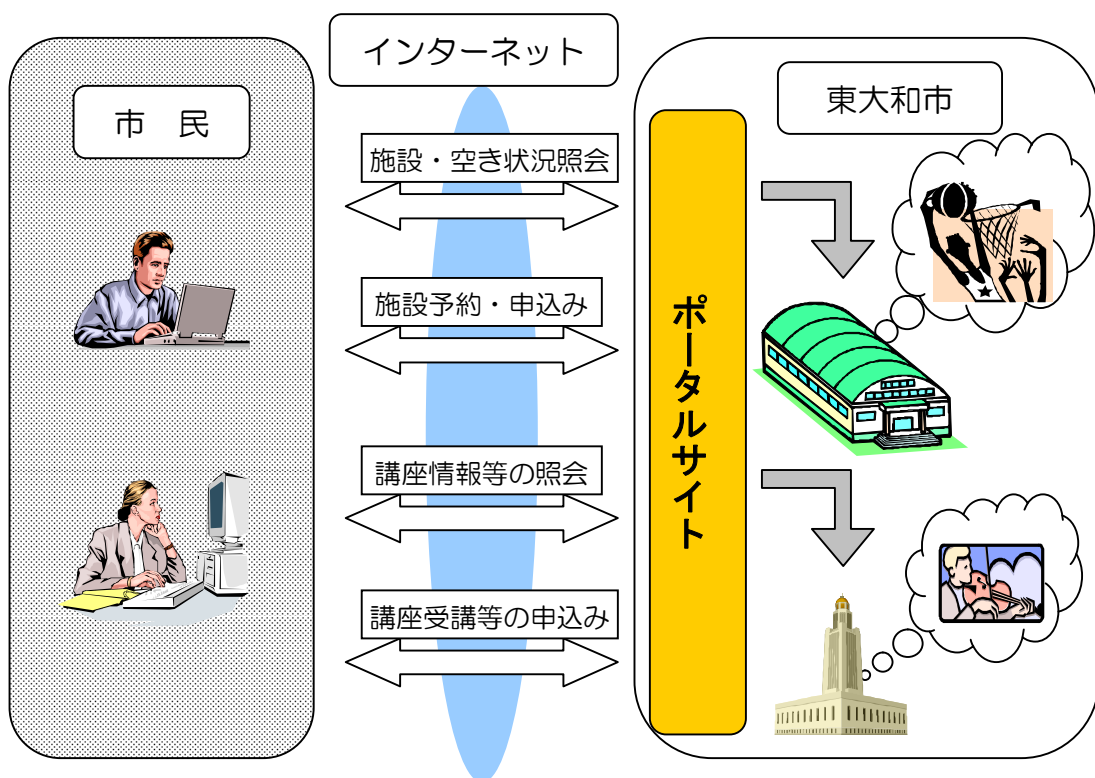
また、入札に係る一連の手続きや業者登録の一元管理及び情報の共有化などについて、東京都及び各自治体との共同運営による電子調達システムの導入を検討していきます。



(3) 施設予約・抽選システム

各公共施設に設置した情報端末や自宅のパソコンから、市民会館や市民体育館、公民館、市民センター等の利用予約や講座などの申込みができるシステムを検討します。

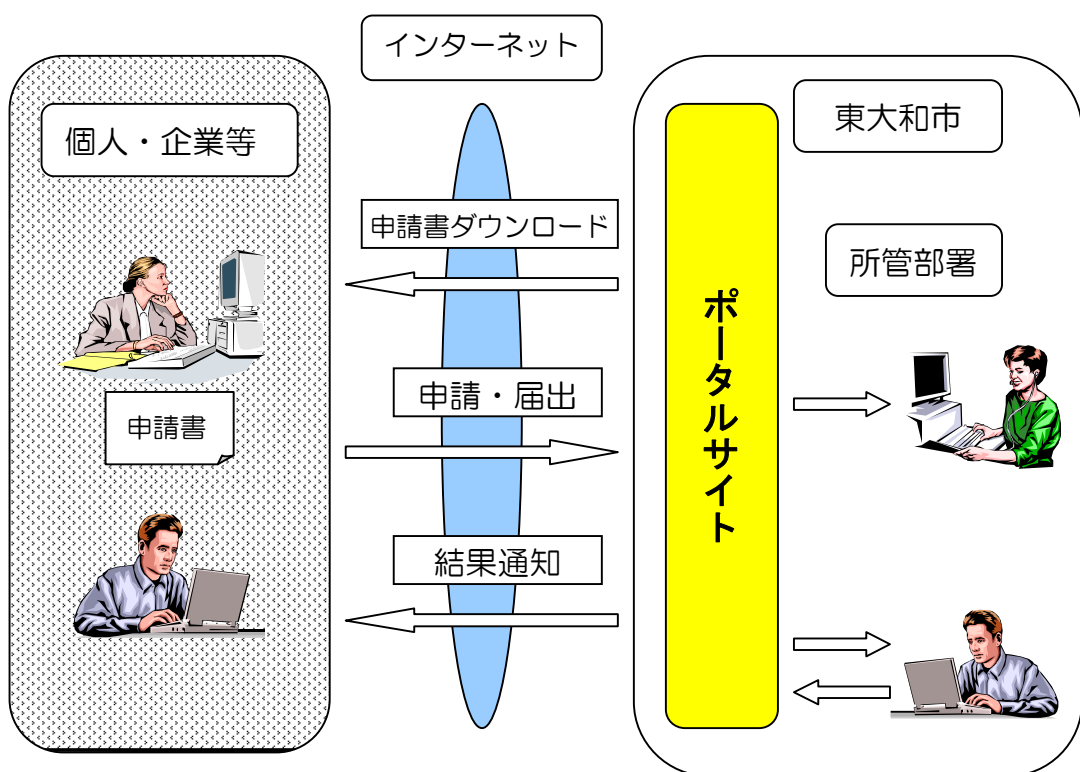
例えば、市民が施設を利用したい場合には、事前に空き状況をホームページで確認し、利用申請書に必要事項を入力して電子メールで送信します。行政側では、申込みを受理した後、申込みが重複した場合の抽選結果や利用の許可を送信できるようなシステムを検討します。



(4) 電子申請・届出等システム

市役所で取り扱う申請・届出・申告(地方税)などに関する書式を電子化して、市民が各用紙をホームページからダウンロードでき、行政窓口に出向くことなく申請手続きができるような仕組みを構築します。

また、複数の窓口に申請が必要なケースであっても、一つの窓口で処理できるワンストップサービスや、いつでも自宅や職場、各公共施設の情報端末から申請や届出ができるよう検討していきます。

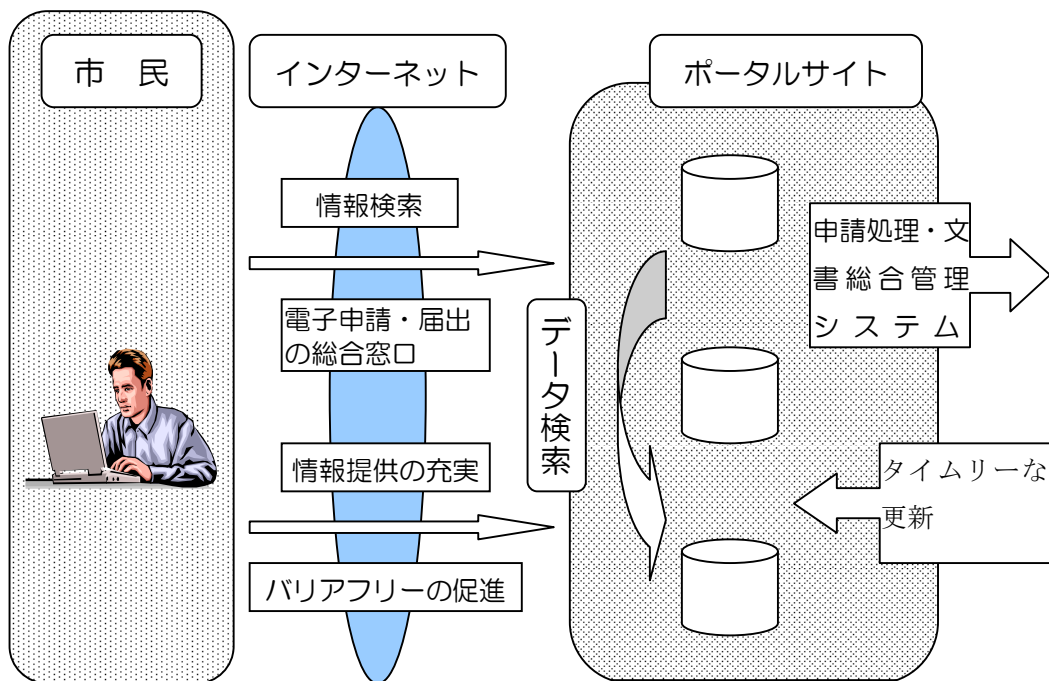


(5) ホームページの充実

市民が市のホームページを開いて、知りたい情報を目次などから探すのではなく、キーワードで容易に検索できる機能等（行政情報ポータルサイト）を構築し、ホームページの案内窓口を設置します。

これによって、「市民がどのような書類をどこの窓口に提出すればよいのか」「どのような行政情報が公開されているか」などを容易に確認することができます。

また、ホームページ情報の即時処理によって、施設の空き情報の確認や予約を可能にし、自宅にいながら電子会議室などへの参加も容易となることから、そうした改善にも努めていきます。



(6) その他

情報公開用データベースを構築して自宅や各公共施設の情報端末から行政情報を検索できる情報公開システム、市の図書館・博物館等が所蔵している図書や文化財資料を電子データ化してインターネット上から検索・閲覧できるデジタルミュージアム構想、金融機関との連携によりインターネット上で公共料金の支払いができる電子決済システム（マルチペイメントネットワーク）など、市民サービスを充実するための情報化施策の調査・研究をしていきます。